

『伊勢物語明暦抄』の注釈

田 中 ま き

—

『伊勢物語』は平安時代以来、連綿と読み継がれてきた物語であり、その注釈書も鎌倉時代以降、種々、著された。室町時代になると、師から弟子へ講釈の形で『伊勢物語』の注釈が伝授され、その書きも多く伝わっている。

そのように数多く、伝存している『伊勢物語』注釈書の中に、片桐洋一氏所蔵の一書で、奥書に「于時明暦元南呂下浣」とある、明暦元年（一六五五）書写の『伊勢物語』注釈書がある。本稿では、この注釈書を取り上げ、その性格を分析して、『伊勢物語』注釈の様相の一端を明らかにしたい。奥書の書写年次によつて、以下、この書を『伊勢物語明暦抄』と呼び、本稿では『明暦抄』と略称して論じることとする。

改めてこの書の奥書を掲げると、

右伊勢物語抄、依或御人御所望染愚筆大方註本写之侍。不審等多之。後人勿憚改誤而已。

于時明暦元南呂下浣

南京桑門

とあり、明暦元年八月下旬の書写で、奈良在住の僧侶が或人の所望で染筆したという。詳しい書誌はここでは省略する⁽¹⁾が、一面九行書きで、墨付き百四十三丁の注釈書である。総論はなく、第一段から順次各章段の注解が施されている。第二段までは、章段の初めに「一」とあって、一つ書きの体裁が採られているが、第四段以降は「四」「五」というように『伊勢物語』の章段番号が付されている。

該本には、誤写、誤脱と見られる箇所がかなり存する。例えば、次に掲げるとおり、第十四段の途中に第十六段の内容が続いている。

十四 むかし男、みちのくまで（中略）よろこばひてとは、よろこび身にあまる事也。このちうじやうはふうりうの男也。そのおとこにかやうにわかれおしまるゝ女、人がらのうつくしうあてはかなる事をこのみてとは、おとろへぬれども、風流をこのみいやしきことをしらぬ事なり。ことに人にもにず、まづしくても猶むかしよかりし時の心ながら、おとろへても心はかはらぬ事也。としごろあひなれたる女やう／＼とこはなれとは、りべつのこと也。ありつねゑいりよにそむきてまづしくなる也。⁽²⁾（後略）

傍線を付した部分は第十六段の注釈で、第十四段の内容は途切れたまま失われて、以下、引用は省略したが、第十五段の直前まで第十六段の注釈が続いている。この部分に入り込んだ第十六段の注は、本来、二丁半ほど後の箇所になければならないが、そこには書かれておらず、これは原本の錯簡による誤りかと思われる。

このような大きな誤りはこの箇所だけだが、細かな誤写、誤脱は多数見られる。以下、いくつか例を掲げておこう。

脱落があると思われる箇所の右に、脱していると考えられる語を（　）に入れて示した。

第一段

しのぶおもひのとれがた りしられずとかきてつかはしけり。
(くかぎ)

第十四段

家のにはとりといふ事をくたかけといひけり。
(まだきは) はやきにといふことなり。

第四十段

心いきほひな (か) りけりとは、おやたてあふ心なかりける。

第七十八段

しま嶋このむは、山しなの (人) 康親王也。

このような脱落が多いのは転写が繰り返された結果と考えられるが、『伊勢物語』本文の掲出にも誤りが見られる。

例えば、第四十四段に「あとたえ行とはゐなかへ行事也」とあるが、これは「あがたへ行とはゐなかへ行事也」の誤りであろう。また、第十段に「みよしのに、でんめんのまつるといふことあり」とあるのも、「たのむのかり」を注する中で、「田面（たのも）の祭」との関係を述べる解説が示されていたのを、理解しないままに、「田面」を音読みにして書写したゆえの誤りであろう。

このように知識の不足が招いたと思われるような誤りもあり、これは転写の過程で『伊勢物語』にあまり通じていない者が書写したゆえの誤りかと思われる。

二

『明暦抄』の注釈の掲げ方は『伊勢物語』本文を区切って引用しながら、注釈を加えている。例えば、「むかしおとこうゐかうぶりは、てんじやうにてげんぶくのそうじてむかしよりなきと也。ありはらの中じやう、はじめてかぶりをしてんじやうにて御ゆるしあつてげんぶくあるゆへに、うるかうぶりとは也」（第一段）、「そのさとにいとなめいたるをんなありとは、きのありつねがむすめなり」（第一段）、「むかしけさうじけるをんなとは、一でうのきさき也。けさうとはけしやうしけること也」（第三段）、「あくたがはとは、大里にながるゝかは也」（第六段）というように、「○○は××」「○○とは××」の形で、注釈が示されるのが基本となっている。

ただし第七十段を過ぎると、甚だ簡単な注解しか施されていない段もあり、「七十三 そこにはだいり也。せうそこは文なり。うた、月宮ばかり」、「七十四 二条のきさきなり。歌、いはねふみ、遠山とおやまなり。おなじうらにてあはぬ間よめる。聞分」、「九十一 おしめどものうた聞分」などといった調子である。このような極端に少ない注釈しか施されていない章段もある。

また、『明暦抄』は右に述べた通り、基本的に『伊勢物語』本文を抄出しながら注釈しているが、その本文は『伊勢物語』本文通りに抜き出されているとは限らない。『伊勢物語』本文を要約しながら、注釈を加えるという方法を採っているのである。例えば、本来、第十二段の『伊勢物語』本文冒頭部分は「むかし、をとこ有りけり。人のむすめをぬすみて、むさしのへるてゆくほどに、ぬす人なりければ、くにのかみにからめられにけり。女をくさむらの中におきて、逃げにけり」というものだが、この本文を『明暦抄』は「むさしのへかくる」とは、くはんとうのむさし

のにてはあらず。だいりにむさしのあり」として言い換えている。このように『伊勢物語』本文を要約しながら述べているところから見て、この注釈が本来、講釈の聞書きに基づくものであつたことが窺えるのである。

二

次に、『明暦抄』の注釈の特徴を見ていこう。『明暦抄』は章段ごとに順を追って注釈するなかで、ほとんどすべての登場人物に実は誰それであるという人物名を当てている。主人公の「男」を在原業平と認識して「ちうじやう（中将）」と記すのはもとより、その他の登場人物の一人一人に具体的な人物名を当てているのである。例えば、第一段では「そのさとにいとなまめいたるをんなありとは、きのありつねがむすめなり」、第二段では「にしのきやうにをんな有けりとは、此女は二でうのひめ也」というごとくである。このように登場人物に具体的な人物名を当てる解釈は、古注、すなわち鎌倉時代の『伊勢物語』注釈書である『和歌知顕集^③』やいわゆる「冷泉家流伊勢物語注^④」の類である『十巻本伊勢物語註』、『増纂伊勢物語抄』、河野美術館蔵『伊勢物語註 冷泉流』、宮内庁書陵部蔵『伊勢物語抄』（以下、『書陵部本伊勢物語抄』）などに見られる注釈である。第一段の場合は、いずれの古注も「女はらから」を「有常女」としているが、異なる人物が当てられる章段もある。例えば、右にも挙げた第一段の「西の京の女」は、『明暦抄』では「二でうのひめ」すなわち「二一条后」が当てられており、これは『十巻本伊勢物語註』、『増纂伊勢物語抄』、『伊勢物語註 冷泉流』『書陵部本伊勢物語抄』などの「冷泉家流注」では同じだが、『和歌知顕集』には「この西の京の女と申は、左大臣良房のおとゞのむすめ、染殿の后なり」とあって、「染殿の后」が当てられている。

また、第四段は『明暦抄』では「ひんがしの五でうにおほきさいのみやと申はそめどのゝひめ」とあり、これも『十巻本伊勢物語註』などの「冷泉家流注」に「染殿后」とあるのと一致するが、『和歌知顕集』には「五条后」とあり、『明暦抄』が当てる人物名は概して「冷泉家流注」と一致する。しかし、すべてに亘って完全に一致するわけではなく、例えば、第四十一段の「いやしき男のまづしき」を『明暦抄』は「さだふん」（平定文）とするが、『十巻本伊勢物語註』などの「冷泉家流注」は「伊予介小野夜人」とし、『島原文庫本和歌知顕集』は「ふじはらのとしゆき」とするなど、いずれも『明暦抄』とは一致しない。

いざれにしても、このように、『明暦抄』は江戸時代前期の書写にかかる注釈書でありながら、ほとんどすべての章段の登場人物に実在人物、もしくはいかにも実在すると思われるような人物名を当てるという、古注に顕著な特徴を有するのである。

なお、鎌倉時代の古注は、登場人物に人名を当てるほか、年月や誰それ天皇の御代の出来事であるというよう、実際にいつのことであつたかということも記そうとすることが多いが、『明暦抄』はこれについて触れるることは少ない。^⑥

ところで、『明暦抄』には、「古注」と明記して引用されている場合もあることが注目される。第一段の「をいつきて」の注は次のようにある。

こちうのには、をび付てやるといへり。をび付てのほんか、たなびきておびをぞつけてかすがのにわかむらさきのすりころもかりがね。これはひげのことば也。ひげすべしなり。

「をいつきて、いひやりける」の『伊勢物語』本文の解釈は現在でも種々、説の分かれるところだが、『明暦抄』は「こちう（古注）」にある説として「帯付きてやる」の解釈を示している。このような解釈は『和歌知顕集』にはないが、「冷泉家流注」に見られるもので、例えば、『書陵部本伊勢物語抄』には、「帯つきてとは、衣のすそをきりて帶のやうにつくを云也」とある。

また、第九段の「八橋」の語を、中将が恋しく思う八人の女と解し、人名を当てる注釈も「こちうのせつ」として挙げられている。

こちうのせつの八はしは、水ゆくかはのくもでとあり。くもとは、くものても八あり。それは八はしのくもでといふなり。中将は人の女に(わか)すれて、なげくなみだ、われはみづゆくかはのくもでといふ。八人のをんなは、ありつねがむすめ、二でうのひめ、伊勢、小町、たかやすの女、そめどのゝなひし、そめ河の女、つくもがみ、八人これなり。八はしといふことは人のをんなをおもふなみだといふことなり。

意味が通じにくい箇所が多く、誤写誤脱の可能性が考えられるが、まず、傍線を付した「中将は」の「は」は、写本には「ハ」の字が使われており、「ハ」の誤写と見られる。二重の傍線部の「は」はこの仮名が使われているが、これも本来「ハ」とあつたのを「ハ」と誤解して、写したものか、またはその下にあるべき「ハ」を落としたものと考えられる。いずれにしても、両者ともに「八人の女」とあるべきところであろう。

これも『和歌知顕集』には「八橋」を八人の女のことを見る説そのものが無いが、「冷泉家流注」には存在する。ただし、当てる人物がそれぞれ異なり、そのうえ「八橋」だけでなく、「三河」にも人名を当てる点が『明暦抄』と

は異なっている。

『伊勢物語註 冷泉流』（河野美術館蔵）

三川国と云ハ、三人を恋奉心也。（中略）三人と云ハ、二条后、染殿后、四条后也。八橋と云ハ、八人をいづれもすてず、かけて思わたる心也。八人と云ハ、三条町、有常娘、伊勢、小町、定文妹、当純妹、染殿内侍初草女也等也。

「二条后」は「三河国」が表すものに入れられていて、『明暦抄』とは異なる。

『書陵部本伊勢物語抄』

「三河の国」→二条后・染殿后・四条后

「八橋」

→三条町文徳天皇思人これ高親王母・有常娘染殿内侍・伊勢・小町・定文娘⑦・初草女・当純娘マサズ・斎宮

「有常娘」の注記に「染殿内侍」と小字で書かれている点は不審だが、右に掲げた『伊勢物語註 冷泉流』に近い。

ほかの「冷泉家流注」も次のように小異がある。

『十巻本伊勢物語註』、『増纂伊勢物語抄』

「三河の国」→二条后・染殿后・有常娘

「八橋」→四条后・染殿内侍・伊勢・小野小町・定文妹・初草女・源当純妹・斎宮女御

このように必ずしもすべて内容が一致するわけではないが、『明暦抄』が「こちう」として掲げるものも、確かに鎌倉時代の古注であることに疑いはないようである。無論、「こちう」と書かれた注に「古注」の要素が含まれてい

ることは当然のこととも言えようが、前に挙げたように、「こちう」と書かれていない本注の部分にも、いちいち人名を当てるという鎌倉時代の古注の特徴が見えてるところに、『明暦抄』の大きな特徴があるのである。

四

次に、『明暦抄』の特徴として、説話を引くことが多いことも注目される。例えば、『明暦抄』第三十七段には次のような下紐に関する説話がある。

したひもの事、もろこしにかんわうといへる女あり。おとこにちぎり、ふかゝりし中なるを、みかどよりめさるれば、はなれがたくおもへども、ゑいをそむきがたければ、あらぬ中を引わかれ、みかどへまいりける時、おとこ、わが十のゆびのかはむきて、ころもにぬひつけて、下ひもとなりて、女のはだへにおびのごとくに、一つをばおとこゆひ、一えをば女ゆひて、女はだいりへまいりければ、男、その時、われは南風となるべし。おんぶうのふかんとき、からなず此したひもとくべし。いふときはつうずべしとやくそくしけり。この女、そのごとくにみなみ風吹とき、下ひもときければ、おとこの心つうずると思ひいだしけり。それからいまもやくそくのごとくをしたといへり。此歌は下ひものものがたりにてこゆる也。

この説話とよく似た話が『明暦抄』第二百十一段にも、次のように再び引かれている。

むかし漢明帝^{かんめいてい}のよに、そかくかくとて民^{たみ}ありき。にうぼう、び人なればてんかにかくれなし。だいりへめされて后^{こう}にたてんとのぎ也。そかく、わかれをなげく。おとこ云^{いふ}やうは、勅命^{ちくめい}なればちからなし。わかればやが

てしぬべし。さらば風になりて、南箕なんてんへふくべしとて、手のかはをばはいで帶にぬひ入て、女房おひを殿中へやる。をんな、いにしへをしたふとき、風ふけば申つることく、下ひもとくる也。

ここでも下紐を詠んだ歌に関連して、第三十七段と同様の説話を再び引いているのである。この下紐の説話は『十巻本伊勢物語註』、『増纂伊勢物語抄』にはないが、河野美術館蔵『伊勢物語註 冷泉流』や広島大学蔵『定家流 千金莫伝』、慶應大学蔵『定家流 伊勢物語註⁽⁹⁾』に見え、『書陵部本伊勢物語抄』には第三十七段ではなく、第一段に、男が狩衣の裾を切って、歌を遣ることに関連して、同様の説話が引かれている。

大国に帶を契にする事あり。此は、美女有けるを、王の女御に召ければ、夫の曰く、我、汝にはなれでは七日の中に死すべし。後に南風と成て吹べし。其時、此帶をはだにしたらんに、とけば我に逢と思へとて、帶を与て別れぬ。約束違へず、それを用ひて、南風に契をなしけり。故に契をば、したひもともしたおびとも云なり。

（広島大学蔵『定家流 千金莫伝』）

『明暦抄』にある、手（指）の皮を剥いで帶に縫い入れたという表現はないものの、引き裂かれた夫が別れに際して、妻に下帯を贈り、自分は死んで南風となつて契りを交わすことを約す内容は同じである。

ここでも『明暦抄』が「冷泉家流注」に近い関係を持つことを窺わせるが、しかし、これらよりもより『明暦抄』に近い説話を持つ注釈書が存在するのである。それは『伊勢物語懷中抄⁽¹⁰⁾』という慶長九年（一六一四）、江戸時代初頭の書写の注釈書である。この書に『明暦抄』と極めてよく似た下紐の説話が見える。少し長くなるが、『伊勢物語懷中抄』第三十七段に引かれている説話を掲げる。

むかし、大唐に、男をばえんせき、女をばかんろうと云て、ふうふの物あり。かんろうと云は、大唐一のび人なり。然者、えんせき、いやしながらも是をあひしたり。薪とりて、かんろうをぶぢよする也。然る間、かんろうをえつにうつして、木のえだにかけて、一めみては木をこる。山にいりても、かんろうがすがたをゑにかけてなぐさむ也。有時、大風俄に吹て、此絵をさそはれ、ゆくゑもなくふきて行。折ふし、御門えんぎやうだうありてます所へ、此絵を御門の顔へふきあてたり。御かど、此ゑを御らんじて、うき世にもかかる女のあればこそ、絵にもうつしたり。是をたづね有ところに、是はえんせきと云者の女なりと申奉りて侍れば、やがて彼女をめしあげらるゝ。えんせきなごりをおしみて、きぬをほそくおびにくけ、十のゆびのかわをおびの両ふさにくけ入、下ひもとなづけ、まづかんろうむすばせ、其うへをえんせきむすびて、たとひ后に成て有とも我しうしんを忘れずは、此帶とくなといひかためたり。えんせき、我は南の風と成て、きんちうにましますとも、みなみ風ふかば、我しうしんきたるよと思ひたまひて、此帶、其時はとくべし。又風やまば、前のごとくむすばらるべし。是よりして、ふうふの間の契りをかたむる事、下紐むすぶと云也。此帶も、二人してむすぶ事なれば、別条の者にとかせず。えんせき、風になりてきてとくよりほかの事はなし。

「えんせき」という「男」の名を記し、その男の描いた絵がきっかけで、妻が帝に見出されたといういきさつが『明暦抄』より詳しく記されているが、その男が自分の十本の指の皮を縫いつけた下紐を妻に結ばせ、自分は南風となるので、その風が吹いた時だけ下紐を解けと約束を交わしたという話は『明暦抄』とほとんど同じである。

この『伊勢物語懷中抄』は、奥書に「慶長九年九月吉日書之早」とある注釈書であるが、片桐洋一氏は、この書に

ついて「いわゆる「冷泉家流伊勢物語注」の類よりもさうにくだけた本説をふくんでいる」、「室町末期において、從來古典とは縁のなかつた階層の人々に語られた『伊勢物語』享受の一面を伝えるもの」と述べておられる⁽¹⁾。このように『伊勢物語懷中抄』も「冷泉家流注」の特徴を有した書で、『明暦抄』がこれと同様の説を引くことが多いのは注目される。

第十二段の武藏野に関する本説として引かれる説話もよく似ている。まず、『明暦抄』は、

むかしおとこ、ちよつかんにより、むさしの国井四ぐん、ちぎやうにてせいろにほこりてありけるが、これをめしはなされては、みやこにて、あさゆふ、むさしのくにをこひて、いま一たびむさしのくにをちぎやうにいたしたきとおもひしが、みやこにてつるにはかなくなりにけり。そのとき、こどもむかひて、ゆひごんにしけるは、われむなしくなるならば、むさしのくにのつちにてどさうにせよと、いふをきゝしあひだ、ゆひごんにまかせて、むさしのくによりつちを取よせ、みやこにてとりをこなひ、さうくせしゆへに、だいりにむさしといふ是なり。

この第十二段は男が女を盗んで、武藏野まで逃げる物語であるが、『明暦抄』は「内裏に武藏野あり」とし、その本説として、この説話を引いている。勅勘を蒙り、武藏国二十四郡の知行を召し上げられたまま、無念のうちに臨終を迎えた男が、自分が死んだら武藏国の土で土葬するよう遺言し、その通りに土を取り寄せて葬送された。内裏に武藏野とあるのはこれだと説くのである。この説話は、『十巻本伊勢物語註』や『書陵部本伊勢物語抄』などの「冷泉家流注」には見当たらぬが、よく似た形で、『伊勢物語懷中抄』に次のように引かれている。

きん中にむさし野あり。其故は、昔、大納言みさひ丸^{まる}という物ありつるところに、えいりよにそむくあひだ、此国をめしはなされたり。然らば、彼みさひ丸みやこへのぼり、さまぐに申せども、つるに御めんなし。是をふうふの物なげく問、やまひとなりて、ふうふながらしする也。子どもをちかづけて、むさしの国のつちをとりよせ、土さうしてえさせば、むさしを領^{りょう}すると思ふべしと、ゆひげんにしたり。彼子どもゆいげんにまかせて、むさしのゝつちをめしよせ、夫婦^{ふうふ}をどさうしたり。此所をむさしのという也。大内^{おほうち}を宮古^{みやこ}へうつさる時、此野^のべ大内^{おほうち}の庭^{には}になりたり。然らば、此野におにの間^まあり。

『明暦抄』が男の名を記さないのに対し、『伊勢物語懷中抄』は「大納言みさひ丸」という具体的な名を記したうえで、その夫婦が葬られた場所である武藏野が後に遷都の際に内裏の庭になつたことを述べて、禁中に武藏野がある理由を明確に述べるというように、小異はあるが、武藏国^{むさしこ}の土を運んで葬らせたので、ここを武藏野と呼ぶようになつたという話は共通しており、両者の内容は近似している。

このほかにも、第十四段の歌にある「くはこ」を「くはことはかひこといふむしなり」と述べて引く蚕に関する説話も『明暦抄』と『伊勢物語懷中抄』ではよく似ている。まず『明暦抄』は、

もろこしに、ばんこてんわうと申みかどおはしける。ひめ君一人おはしましけり。みかど、あしげなるがむまを御ひざうありし也。此むま、いかなるおりにや、このひめぎみをみてまつりて、恋のやまひと成、つるにむなしくなりにける。それとは思ひたまはず、御ひざうなれば、かゝるかたみに御らんぜられんために、むまのかはを御まへにをかせられて、つねは御らんずるに、おりふしひめぎみを見奉りて、此あしげのおもひやつ

うじけん、姫君にうちかゝり、そのまゝひめぎみ馬にならせ給。此むまをくはの木につなぎける時、此むま、くはのきのかはをぶくして、いでたるふんをみれば、きぬ也。それより、むしにくはの葉をぶくませて、わたをににするなり。衣のまきめ、むまのつめににたり。それよりして、きぬ一ひき一ひきといふ也。馬の一ひき一ひきといふじも是なり。

「ばんこてんわう」は「盤古」のことと、『芸文類聚』や『太平御覽』にも引かれる、中国で古来、天地開闢の神とされてきた神である。ここでは、その盤古天王の姫君に思いを寄せて恋死にした馬が死後、革になつても思い続け、ついには姫君に襲いかかり、姫君は馬になつてしまつた。この馬が桑の木の皮を食べて、出た糞が絹であると言つて、『伊勢物語』の「くはこ」に関連させる荒唐無稽な説話を記している。これに対して、『伊勢物語懷中抄』にも、「古ちうには、むかし、ばんこ大わうの御むすめ、るいなき御かたちにてありしを、御門の御ひざうにあしげの馬あり」というように始まり、姫宮に思いを寄せていた馬が死んで、その革が、ある時、姫君に襲いかかり、それを臣下たちが桑の木で隠したので、それを食べて、絹を作り出したという。その後に続く「きぬのまきめ、馬のつめににたり。きぬを一疋二ひきといふも、此時よりおこる儀也」の表現も『明暦抄』に似通つてゐる。

ところで、右に掲げた『伊勢物語懷中抄』第十四段の「くはこ」に関する本説には「古ちうには、むかし、ばんこ大わうの御むすめ……」とあり、この説話が「古注」の説であつたことが明記されている。つまりこの説話は鎌倉時代に行われていた「古注」にある説話であり、その同じ説話が本注に存在する『明暦抄』はまさに鎌倉時代の古注を用いた注釈であることを物語つてゐるのである。

五

以上のように、『明暦抄』は鎌倉時代の古注の影響を反映した注釈書で、そこに引かれる説話は『伊勢物語懷中抄』と共に通する説話が多く、両者の間に少なからぬ関係が認められる。それでは、各章段の登場人物の人名の当て方は如何であろう。『明暦抄』が、『和歌知顕集』より『十巻本伊勢物語註』などの「冷泉家流注」の方に一致することが多いことは既に述べたが、ここでは『伊勢物語懷中抄』と、どの程度、一致しているかを確認しておこう。なお、ここに『明暦抄』と比較するのは①『書陵部本和歌知顕集』、②「冷泉家流注」を代表して、河野美術館蔵『伊勢物語註 冷泉流』、③『伊勢物語懷中抄』の三者とする。

まず、前に掲げた例では、第二段の「女」は『明暦抄』と『伊勢物語註 冷泉流』では「二条后」とされ、『和歌知顕集』では「五条后」とされて対立していた。これが『伊勢物語懷中抄』ではどうかというと、「二条后」を当てて、『明暦抄』と一致する。以下、同様に対比を示すと、

第十八段

『明暦抄』

昔おとこ、なま心ある女まことすくなく、うたがひの心なるものをいふ也。をんなはをのゝこまち也。

『書陵部本和歌知顕集』

これは、きのありつねがむすめなり。

『伊勢物語註 冷泉流』

色このミなる女と云ハ、小野小町也。

『伊勢物語懷中抄』

男ちかふ有とは、業平、小町、間しんく也。

この場合、『書陵部本和歌知顕集』だけが「有常女」で、ほかは「小町」で『明暦抄』と一致している。

第五十四段

『明暦抄』

むかし男、つれなかりける女のもとにとは、つれなかりける人は、四でうひめ、中将のあに行平のむすめ也。

『書陵部本和歌知顕集』卷六

ゆめぢをたどる女 そめどのゝきさき

『伊勢物語註 冷泉流』

をとづれなかりける女といふハ、染殿后にしのびてまいりけるが、たえて後の事也。

『伊勢物語懷中抄』

昔男、つれなかりける女のもとへいゝやる、此女は四条の后。

『書陵部本和歌知顕集』はこの部分に脱落があるが、卷末の卷六に物語中の女が誰のことを指すかをまとめて列挙している箇所があり、そこから引用した。すると、『書陵部本和歌知顕集』(卷六)と『伊勢物語註 冷泉流』には「染殿后」とあるが、『明暦抄』と『伊勢物語懷中抄』には「四条后」とあって一致している。

また、直接登場する人物ではないが、『明暦抄』には物語に関連する人物も誰のことを言っているのか言及する場合がある。例えば、『伊勢物語』第十一段の「昔、をとこ、あづまへゆきけるに、友だちどもに、みちより、いひおこせける」とある章段で、『明暦抄』は、「友だち」が誰であるかについては言及しないが、誰への歌かということを次のように記す。

むかし男あづまへゆきけるとは、ひがし山へ行とて、みちにて、二でうのひめへまいらせける歌なり。

このように「二でうのひめ（二条姫）」すなわち二条后へ差し上げた歌だとしているのである。これに対して、『伊勢物語懷中抄』にも、「みちよりともだちにいひやるとは、左馬のかみたゞもと也。是をもつて、二一条の后へ歌をしんずる也」とあって、業平が忠幹へ歌をやり、それを二条后へと進上したとして、『明暦抄』と同様の発想に基づく注釈が示されている。一方、『書陵部本和歌知顕集』は「この男は、たちばなのためもと也。……業平の事のやうに、かきまじへたる也」としているが、「ためもと」とあるのはおそらく「たゞもと（忠幹）」の誤りで、この段の「わするなよほどは雲るになりぬとも」の歌が拾遺抄・拾遺集に橘忠幹の歌として存在するので、それを指摘して、業平の事のやうに書き換えたとしている。また、『伊勢物語註 冷泉流』は、「業平東山におしこめられける時、友だち宰相橘忠幹がもとへ、よみてつかハすなり」として、業平が忠幹のもとへ歌を贈つたとするだけで、それを二条后へ贈つたというような注釈はなされていない。

このように見てくると、『明暦抄』はやはり『伊勢物語懷中抄』に一致する場合の多いことが確認できるのである。しかし、両者の人名の当て方のすべてが一致するわけではない。例えば、第四十一段の「女はらから」の妹の夫を

『明暦抄』は「さだふん」、『伊勢物語懷中抄』は「伊予のすけ」とし、第三十九段の「西院帝」を『明暦抄』は「もんとくてんわう（文徳天皇）」、『伊勢物語懷中抄』は「仁明天皇」のこととしている。このように一致しない場合の中にはあるが、しかしながら、人名を挙げる場合も、かなりの割合で一致しており、両者の関係の深さを窺わせるものとなっている。

六

ところで、『明暦抄』にも「こちうのせつ（古注の説）」として引かれているところがあることは、三章で前述したとおりだが、それらの多くは、「たうりうのせつ（当流の説）」と対比して述べられていることが多い。例えば、第七段には次のようにある。

むかしあとこ、^(京)にはありわぶるとは、きさきなかせしとがによつて、みかどのゑいりよあしきゆへ也。あづま
へゆきけるとは、たうりうにいふ也。こちうのせつには、ひがし山へ行ことをいふ也。いせおはりあはひのう
みづらを行とは、こちうせつに、有つねはいせのかみをいふ也。のりつねをばおはりのかみといふ。又中将の
きやうだいゆきひら、此兩人をこのみていたるによつて、あはひといへり。伊勢おはりのあはひのうみづらを
ゆくといふことは、此兩人をこのむ心のうちこえづらくしてゆくといふ也。

『明暦抄』は業平が二条后を犯した咎により、ご叡慮が悪くなり（帝がお気持ちを害され）、ご不興をかったというように捉えていいるが、「こちうのせつ（古注の説）」では、そのため「ひがし山へ行」ったとし、一方、「たうりう

(当流)の説では、実際に東国へ行ったのだということを述べて、その見解の違いを表している。この両者の見解は、「古注」の説については、「冷泉家流注」に「實に有わびであづまに行には非ず。二条の后をぬすみ奉る事あらはれて、東山の関白忠仁_{貞房}公の許に預けをかるゝを云也」とあるのと同じ発想に基づいており、古注の一般的な説である。「当流」の説については、例えば宗祇から肖柏への聞書きである『伊勢物語肖聞抄』に「業平流罪の時の事也。当流の説、東国下向の分也」とあるように、室町時代の『伊勢物語』注釈、いわゆる「旧注」の発想に合致するものである。このようにことさらに「古注」と「当流」の説を対比するのは、古注を否定し、当流の見解を主張しようとしたもので、同様の見解は、『明暦抄』第九段にも見られる。

みる人もなくてとは、こちうのせつにはこひのこゝろなれば、恋のみちしれる人もなしといふ。又たうりうのせつには、をんごくあづまの事なれば、みちしる人もなきといふなり。(中略)

こちうのせつには、さはのほとりとは、なんでんのせんすい也。木のかげとは、くはんぱくどのゝことを、きのかげと云。(中略)

たうりうのせつには、するがのくにへゆきけり。こちうには、二条のきさきのあにごのとをつねをするがのかみとはいふ。とをつねのもとへおはしけるを、するがの国へといへり。たうりうのせつ、するがのくにうつの山べにいたりぬ。

「こちうのせつ(古注の説)」において「木のかげ」は関白のこと、「するがの国へ」行くのは駿河守である二条_后の兄「とをつね」のもとへ行くことを表している、この捉え方は『書陵部本伊勢物語抄』に、

木の陰とは、忠仁公のさかへたるをたとへて、木と云也。是、忠仁公のさかへて一門の大木として、其陰に人あまた有をいふ。

行くてするがの国とは、国司左大弁藤原高経、于時駿河の守也。其家に行を、するがの国に行といふなり。とあるのと近く、「とをつね」と「高経」の違いはあるが、実際には東国へ下向したのではないという発想が共通している。これに対し、「たうりうのせつ（当流の説）」は東下りは実際になされたものであるという考え方から、「遠国、東のこと」なので、「道知る人も」なかつたとし、「駿河」というのも比喩ではなく、実際に駿河国へ行つたのだと述べている。

また、『明暦抄』の第一段には次のような「当流の説」がある。

しのぶずりのかりぎぬとは、たうりうのせつには、あをかり衣の事をいふなり。あひにて物をそむること、しのぶのさとよりおこれり。

「しのぶずりの狩衣」とは、「当流の説」では「青狩衣」のことで、藍で物を染めることは忍ぶの里から起こつたと述べているが、宋長注の書入れのある、宗祇の聞書き文明九年本『伊勢物語肖聞抄^[12]』の宗長注の部分にこれに近い説がある。

忍ズリト云物ハ、ミチノクノ忍ノ里ニ大ナル石アリ。石ニナニトモナノミヘヌ色々ノモンアリ。山アイト云物ヲモミテ石ニヌリ、其上ニ紙ニテモ布ニテモスリ付ルヲ忍ズリト云ナリ。

また、三条西家とは別系の宗祇門弟の註釈と見られる『宗祇流伊勢物語聞書^[13]』にも、

しのぶずりとは、奥州のしのぶの里より出はじめたる也。しのぶのさとみだれたる紋ある石侍ると也。それに山藍をしづりかけて、きぬにもんをすりつけたるもの也。奥州の名物なり。

とある。「すりつける」とあって、『明暦抄』の「そむる（染むる）」とは違があるが、この注も宗祇流の注である。

また、同じ第一段に『明暦抄』は、

をひつきていひやりけりといふ事は、たうりうのせつには、をつつけてやるといへり。

として、「当流の説」をあげているが、『伊勢物語懐中抄』にも、

をひつきていひやるとは、たうりうには、かひまみて其まゝ歌をうちへやりたるによりて、おつづけてといふべきを、をひつきてといへる也。

「をひつきて」は、古注では「帶つきて」という解釈が示されていることについて、前述したが、この古注の説に対して、「当流の説」として「おつづけて」すなわち「すぐに」という解釈が示されている。一条兼良の『伊勢物語愚見抄』には「おひつゐてやる也。やがてとりあへずとよみてやるこゝろなり」という解釈が見え、『伊勢物語肖聞抄』には「彼女の行たる所をしたひ尋てつかはす心也」とあるように、男が女の居場所を捜して遣わしたとする。『明暦抄』の「当流の説」はこれと同じ解釈をしている。

このように『明暦抄』の「当流の説」は旧注に属す注釈が見られることからも、この『明暦抄』のいう「当流」は、鎌倉時代の古注に対抗しようとする室町期の注釈であることに疑いはない。しかし、何度も述べたように、『明暦抄』は全体としては登場人物に人物名を当てる事多く、また、時に、荒唐無稽とも思われるような説話を披瀝して、

『伊勢物語』の内容やことばの本説としていて、その注釈の姿勢は極めて古注的と言わざるをえないものなのである。

それでは、『明暦抄』は江戸時代前期の書写にかかる注釈書でありながら、何故、かくも鎌倉時代の古注の影響が甚だしいのだろうか。三条西実隆の講釈をその子公条が記した『逍談称聽』には「東常縁ハ、サシタル人ニテモナキ者ニハ以古注よむ。よき門弟ニハ本式ニよむニ云々。」「宗祇モハジメツカタハ古注ヲマジヘテヨミタリ」とあり、また、後水尾院の『伊勢物語御抄』には「逍遙院、称名院、三光院等も古注をまじへてよむあり」などとあるように、宗祇流や三条西家流の室町時代の流派においても、さしたる人でない場合や初心者の場合は、古注によつて『伊勢物語』を講釈するということがおこなわれていたのである。¹⁴⁾まさに、この『明暦抄』などは、そのような初学の者のための注釈書であった可能性が高いように思われるるのである。『明暦抄』の「当流の説」には確かに宗祇流の教えが含まれ、その流れに立つ注釈書であることに間違いはないが、大半の注釈は古注によつてなされていることから、『明暦抄』は初心者向けの講釈に基づくものであつて、正統的な流派の伝授とは異なる世界で受け継がれたものと考えられるのである。『伊勢物語懷中抄』もまた同様の傾向があつたように、室町時代から江戸時代初めにかけても、なおこのようないい古注に基づく講釈が広くなされていたのが実体だったのであろう。『明暦抄』はそのような『伊勢物語』注釈のあり方を如実に語る注釈書のひとつといえるのである。

注

1 『伊勢物語明暦抄』の翻刻、解題を掲載した『伊勢物語古注釈書コレクション』第六巻（和泉書院）が近く刊行される予定に

つき、詳しくはこれを参照されたい。

以下、引用にあたっては、読解の便をはかつて、適宜、句読点や濁点を施した。本にある書き入れも掲げ、補入の印がある場合は「〇」を付して示した。なお、意味の通らない箇所には（ママ）を付し、明らかな脱字は（　）に入れて、右に補った。

『和歌知顕集』は宮内庁書陵部蔵本・島原文庫本とともに、引用は『伊勢物語の研究〔資料編〕』（一九六九年、明治書院）によった。

4 「冷泉家流注」の引用は、『十巻本伊勢物語註』、『増纂伊勢物語抄』は『伊勢物語古注釈大成』第一巻（一九〇四年、笠間書院）、河野美術館蔵『伊勢物語註 冷泉流』は『王朝の文学の本質と変容 散文編』（一九〇一年、和泉書院）、宮内庁書陵部蔵『伊勢物語抄』は『伊勢物語の研究〔資料編〕』（一九六九年、明治書院）によった。

5 『書陵部本和歌知顕集』の第四十一段は欠脱のため、島原文庫本『伊勢物語の研究〔資料編〕』（一九六九年、明治書院）から引用した。

6 『明暦抄』で日時を当てる注釈は、次の二章段だけである。

・昭定基經〔眞教〕、貞觀十四年八月升五日左大臣四十の賀也。（第九十七段）

・あまになれるは斎宮也。させる事もなくは中将ゆへになをながすとて、あまにならせ給ふなり。されども、かものまつりをけんぶつする也。貞觀十八年也（第二百四段）

7 諸注との比較や本書の記述内容から推して、ここは「定文妹」とあるべきもので、「定文娘」は誤りと思われる。

8 この書は「冷泉家流伊勢物語註」の性格を持つ。『翻刻 平安文学資料稿』第三期第一巻（一九〇五年、広島平安文学研究会）

9 この書も「冷泉家流伊勢物語註」の性格を持つ。国文学論叢第三輯『平安文学 研究と資料』（一九五九年、至文堂）

10 『伊勢物語古注釈書コレクション』第一巻（一九九九年、和泉書院）

詳しく述べは注10の片桐洋一氏の解題を参照。

『伊勢物語明暦抄』の注釈

14 13 12

『伊勢物語古注釈書コレクション』第二巻（一〇〇〇年、和泉書院）、『伊勢物語古注釈大成』第三巻（一〇〇八年、笠間書院）『鉄心斎文庫伊勢物語古注釈叢刊』第三巻（一九八八年、八木書店）に影印、山本登朗氏による解題がある。本文の引用にあたっては、適宜、句読点や濁点を補った。

『伊勢物語の研究』〔研究篇〕（片桐洋一、一九六八年、明治書院）、第八篇第三章